

しゅ う つ ね と も じ ゅ う た く
市有常友住宅 募集要項

令和2年4月1日施行

■ **住宅の場所** 広島県安芸高田市吉田町常友 1205 番地 1

■ **住宅名** 市有常友住宅

■ **市有常友住宅の概要**

【建設年度】 昭和 51 年度

【構造】 鉄筋コンクリート造 5階建

【間取り】 2DK (和室6畳1室、4.5畳1室、DK、浴室、洗面、トイレ)

面積 39.83 m²

■ **家賃等**

【家賃等】

(月額)

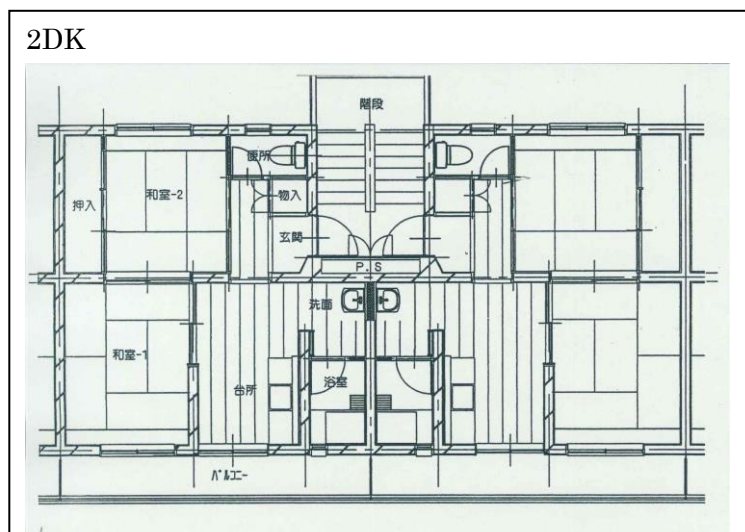
家賃	1号棟・2号棟
5階	20,000円
4階	22,000円
3階	23,000円
2階	24,000円
1階	23,000円

共益費	1,000円
-----	--------

駐車場 使用料	敷地内	3,360円
	敷地外	3,050円

【敷金】 家賃・駐車場使用料の2か月分

間取図



■ 入居条件

次の1～6のすべてに該当する者

1. 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 市内に定住しようとする者
 - (2) 市内企業で就労している、又は就労が決定している者
 - (3) 市内で子育てをしようとする者
2. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
3. 独立をした生計を営み、申込者の年収（賞与及び利子所得等で継続的な収入を含む。）の12分の1の額が入居希望市有住宅の家賃と共益費をあわせた額の3倍以上あること。
ただし、所得の月額が487,000円を超える場合は除く。
4. 地方税等を滞納していないこと。
5. 申込人又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
6. 市営住宅その他市が管理する住宅に入居していた者であって、当該市営住宅等に係る損害賠償金又は安芸高田市の私債権の管理に関する条例（平成24年安芸高田市条例第24号）第7条の規定による放棄した家賃がないこと。

■ 入居決定

申込件数が、空き部屋戸数を超えた場合は抽選を行いません。

ただし、安芸高田市の定住施策、子育て支援の施策から、「安芸高田市有住宅条例」に基づき優先順位により入居決定することもあります。

■ その他

- ・ 住宅内で犬・猫等のペットを飼育することはできません。
- ・ 定期借家契約（貸与期間2年以内）を行いません。

■ 必要な添付書類

印鑑登録証明書、入居資格調査承諾書、住民票の写し、所得証明書（源泉徴収票又は確定申告書のコピーでも可）、保険証のコピー（同居人含む全員）、同居者または婚約予約者がいる場合は親族関係または婚姻関係の証明できる書類（住民票の写し、婚約証明等）、安芸高田市外に居住の方は居住されている市町村で発行される最新の市町村民税納税証明書（入居者、同居者全員分）

■ 申込先・問い合わせ先

あきたかたしちいきしんこうじぎょうだん
安芸高田市地域振興事業団（土・日・祝日を除く）

市有住宅管理部

〒731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田 269 番地 4

TEL (0826) 42-4282 (直通)